

令和元年度

第2回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和元年度第2回江別市農業委員会定例総会議事録

令和元年5月29日(水) 午後3時30分開会

開催場所 江別市民会館21号室

1 出席委員(16名)

萩原 俊 裕  
細川 昭 典  
土切 裕 二  
春日 学  
永田 喜一郎  
本間 正 二  
豊岡 保 智  
小林 秀 樹  
伊藤 良 明  
工藤 多希子  
大井川 和 雄  
加藤 富 雄  
佐藤 和 人  
池田 太 郎  
森田 芳 明  
渡部 正 廣

2 欠席委員(4名)

金 安 正 明  
三 好 雄 一  
中 田 和 孝  
田 中 浩 一

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	川 上 誠 一
	主幹	気 境 智 道
	主査	徳 橋 英 則
	主任	大 野 慶 廣
	主任	三 谷 哲 也
	主任	中 谷 一 希

#### 4 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第 6号 現況証明願及び照会について
- 日程第5 報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について
- 日程第6 報告第 8号 第2回農政常任委員会開催結果報告について
- 日程第7 報告第 9号 第2回農地常任委員会開催結果報告について
- 日程第8 議案第 4号 現況証明願及び照会について
- 日程第9 議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 6号 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）
- 日程第11 議案第 7号 第2回農用地利用集積計画の決定について
- 日程第12 議案第 8号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 日程第13 議案第 9号 買受適格証明願について
- 日程第14 議案第10号 農村滞在型余暇活動機能整備計画変更に係る意見について
- 日程第15 議案第11号 江別市農地台帳点検等実施規程の一部を改正する規程の制定について
- 日程第16 推薦第1号 江別市経済審議会委員の推薦について

## 5 議事の概要

### ◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、令和元年度第2回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は16名で、定足数に達しております。  
ただちに、本日の会議を開きます。

### ◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について  
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、永田委員、加藤委員を指名いたします。

### ◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について  
令和元年度第2回江別市農業委員会定例総会の会期を次のとおり決定する。  
令和元年5月29日、1日間とする。  
このことについて、ご異議ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
ご異議なしと認めます。  
よって、そのように決しました。

### ◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について  
事務局長に報告させます。  
事務局長。
- 事務局長 ご報告申し上げます。  
平成31年度第1回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。  
なお、本日の総会に金安会長職務代理者、中田委員、田中委員、三好委員の計4名が欠席する旨の通告がありました。  
以上でございます。
- 議長 ただ今の報告に対しご質問ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
ご質問なしと認めます。

### ◎報告第1号

- 議長 日程第4 報告第6号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。  
内容の説明をさせます。  
中谷主任。

○**中谷主任** 報告第6号、現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。  
今回、提出がありましたのは、No.5から8の計4件でございます。  
土地の所在等は記載のとおりで、全6筆 公簿地目 田1, 265.00㎡、畑3,  
638.00㎡を内訳のとおり、農地採草放牧地以外と証明いたしました。  
これは、現地調査を行い、農地事務取扱要領に基づき処理したものでございます。  
以上でございます。

○**議長** これより報告第6号に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。  
以上で報告第6号を終結いたします。

### ◎報告第7号

○**議長** 日程第5 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意  
解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。  
中谷主任。

○**中谷主任** 報告第7号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約につ  
いてご説明申し上げます。

今回、通知がありましたのは、No.3から9の7件でございます。  
内容につきましては、それぞれ賃貸借関係を、双方合意により解約した旨の通知があ  
ったものでございます。  
合意解約の内容につきましては、記載のとおりでございます。  
以上でございます。

○**議長** これより報告第7号に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。  
以上で報告第7号を終結いたします。

### ◎報告第8号

○**議長** 日程第6 報告第8号 第2回農政常任委員会開催結果報告についてを議題と  
いたします。

農政常任委員長の報告を求めます。  
農政常任委員長。

○**農政常任委員長** 報告第8号 第2回農政常任委員会開催結果について、ご報告申し上  
げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に、記載のと  
おりであります。

付議事件につきましては、「農村滞在型余暇活動機能整備計画変更に係る意見につい  
て」の1項目です。

内容について、事務局より説明を受け、審議した結果、農業常任委員会では原案どお

り承認することとし、農業委員会の総意とするため、定例総会に付することとしました。  
以上でございます。

- 議長** これより報告第8号に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第8号を終結いたします。

### ◎報告第9号

- 議長** 日程第7 報告第9号 第2回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

- 農地常任委員長** 報告第9号 第2回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1 農地法第3条の規定による許可申請について

付議事件2 農地法第4条の規定による許可申請について

付議事件3 第2回農用地利用集積計画の決定について

付議事件4 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

付議事件5 買受適格証明について

事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

- 議長** これより報告第9号に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第9号を終結いたします。

### ◎議案第4号

- 議長** 日程第8 議案第4号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して、永田委員、土切委員より説明願います。

- 永田委員** 議案第4号、現況証明願及び照会について、ご説明申し上げます。

今回願出がありましたのはNo.3及び4の2件で、照会についてはございません。

私からは、No.3についてご説明いたします。

現地調査は5月14日に、加藤委員、中田委員、私、事務局から中谷主任が参加し、行いました。

対象地は、過去に農地法第4条による転用申請の許可がおりている土地であり、現況は宅地のため、登記地目 畑 2, 178.00㎡を農地・採草放牧地以外と判定いたしました。

以上でございます。

○**土切委員** 引き続き、私からNo.4についてご説明いたします。

現地調査は、5月16日に、佐藤委員、金安委員、私、事務局からは気境主幹が参加し、行いました。

対象地は、過去に農地法第4条による転用申請の許可がおりている土地であり、現況は宅地及び雑種地のため、登記地目 畑 2, 583.00㎡を農地・採草放牧地以外と判定いたしました。

以上でございます。

○**議長** これより議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第4号を採決いたします。

現況証明願及び照会について、願出2件、可とする決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

#### ◎議案第5号

○**議長** 日程第9 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

大野主任。

○**大野主任** 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.2から3の2件でございます。

No.2は、個人から、今回、農地所有適格化法人を目指す1法人が、売買契約を締結し所有権移転の設定がなされるもので、No.3は、個人から新規就農者が、賃借契約を締結し、賃借権の設定がなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、2件 4筆 計100,714.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○**議長** これより議案第5号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第5号を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請2件、可とする決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

### ◎議案第6号

○議長 日程第10 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

三谷主任。

○三谷主任 議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について（知事処分）をご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No.1の1件でございます。

本件は、市街化調整区域内における権利の設定を伴う転用で、道知事処分事件になるものでございます。

転用目的は、農業用倉庫を整備するためのものです。

本案件は、農作業上やむを得ないものであり、農地の区分と転用目的は問題ないと考えられるほか、農地法等関係条項に照らし許可相当であると考えられます。

以上、1件 田 1筆 1,093.00㎡でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第6号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議案第6号を採決いたします。

農地法第4条の規定による許可申請について、知事処分、申請1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

### ◎議案第7号

○議長 日程第11 議案第7号 第2回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

中谷主任。

○中谷主任 議案第7号、第2回農用地利用集積計画の決定について、ご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江別市より農業委員会に対して農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが1件7筆42,295.00㎡、利用権設定に係るものが12件69筆626,890.73㎡でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件



をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長 これより議案第7号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第7号を採決いたします。

第2回農用地利用集積計画の決定について、申出13件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

### ◎議案第8号

○議長 日程第12 議案第8号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

中谷主任。

○中谷主任 議案第8号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてご説明申し上げます。

これは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、江別農業振興地域整備計画の変更について、江別市長から当委員会の意見を求められているものでございます。

今回意見を求められておりますのは、1件でございます。

変更理由及び内容についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、申請地を農家後継者の住宅建築用地とするため、農家住宅として整備計画に位置付けると共に、農地について農用地区域から除外するものです。

本案件の近隣の土地については、農用地区域以外の区域では、適当な土地が見当たらず、他の土地をもって代えられることが困難であると認められる他、周辺の農用地への影響がほぼないと認められ、かつ農業振興地域の整備に関する法律第3条第3号に掲げる「施設用地の有する機能」に支障を及ぼす恐れがない、と認められます。

以上の理由から、今回の申請につきましては、江別農業振興地域整備計画を申請内容のとおり変更することについて、支障はないものと考えます。

なお、江別市への意見書案につきましては、資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長 これより議案第8号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第8号を採決いたします。

江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、申請1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。  
(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。  
よって、そのように決しました。

### ◎議案第9号

○**議長** 日程第13 議案第9号 買受適格証明願についてを議題といたします。  
内容の説明をさせます。  
大野主任。

○**大野主任** 議案第9号 買受適格証明願について、ご説明申し上げます。  
今回願出がありましたのは、No.1から3の3件で、願出地の所在、地番等詳細につきましては資料記載のとおりでございます。  
内容につきましては、農地の競売で、札幌地方裁判所より競売開始の決定がなされている事件でございます。  
願出人は、全て市内において営農実績のある認定新規就農者でございます。  
この度、競売に参加し、当該地の取得により、規模拡大を目指すものでございます。  
申請内容については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、適格であるものと考えられます。

なお、願出人が買受申出人となった場合、別途、農地法第3条の許可申請が必要となりますが、農林水産省通知により、事務処理の迅速化を図るため、買受申出人より農地法第3条の許可申請が提出された場合においては、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可をして差し支えない旨の議決をしておくこととされております。

よって、今回の買受適格証明に基づき、農地法第3条の許可申請がなされ、今回の証明願と同一内容の場合の許可については、会長専決とする決定を併せて求めるものでございます。

なお、会長専決にて許可をした場合につきましては、直近の総会にてご報告申し上げます。

説明は、以上でございます。

○**議長** これより議案第9号に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。  
議案第9号を採決いたします。  
買受適格証明願について、願出3件、可とする決定をいたしたいと思っております。  
このことについて、ご異議ありませんか。  
(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。  
よって、そのように決しました。

### ◎議案第10号

○**議長** 日程第14 議案第10号 農村滞在型余暇活動機能整備計画変更に係る意見

についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

徳橋主査。

- 徳橋主査** 議案第10号 農村滞在型余暇活動機能整備計画変更に係る意見について、ご説明申し上げます。

先ほど、農政常任委員長からの報告にございましたとおり、本日、農政常任委員会においてご審議いただいておりますが、今年度から第3期目がスタートした農村滞在型余暇活動機能整備計画について、この度、農業者2件から、追加登録の希望があったことから、その変更案について「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」施行規則第4条第2項の規定に基づき、農業委員会の意見を求めるものでございます。

今回の変更箇所につきましては、別添で配布しております計画書の10ページ「農作業体験施設等の整備計画図」の中の、赤字で記載されている右中段No.12と、左中段No.13の2件が追加されており、それに伴い、計画書6ページ「5交流人口数等の具体的な達成目標」の目標値776,000人・増加率134%の部分と、7ページ別表の地域名と箇所数・棟数の記載部分が赤字で追記・変更となっております。

変更内容につきましては、別添の新旧対象表でご確認願います。

説明は以上でございます。

- 議長** これより議案第10号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第10号を採決いたします。

農村滞在型余暇活動機能整備計画（江別市計画）策定に係る意見について、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

### ◎議案第11号

- 議長** 日程第15 議案第11号 江別市農地台帳点検等実施規程の一部を改正する規程の制定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

中谷主任。

- 中谷主任** 議案第11号 江別市農地台帳点検等実施規程の一部を改正する規程の制定についてご説明申し上げます。

これは、本年5月1日より、元号が平成から令和に改元となったことに伴い、当農業委員会が所管する規程様式について改正が必要となったことから、改正を行うものでございます。改正内容については、別記第2号様式及び別記第3号様式中の「平成」を削るものでございます。

附則により、改正規程は令和元年5月31日から施行するものでございます。

なお、新旧対照表は、資料に記載のとおりでございます。

以上でございます。

- 議長 これより議案第11号に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第11号を採決いたします。

江別市農地台帳点検等実施規程の一部を改正する規程の制定について、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

### ◎推薦第1号

- 議長 日程第16 推薦第1号 江別市経済審議会委員の推薦についてを議題といたします。

江別市経済審議会条例第3条に規定されている委員について推薦依頼がありましたので、当職において指名推薦いたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、江別市経済審議会委員に、池田太郎委員を推薦いたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、ただ今指名いたしました池田太郎委員を江別市経済審議会委員に推薦することに決しました。

## 閉会宣告

- 議長 今期定例総会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。  
令和元年度第2回江別市農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。

午後4時10分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年5月29日

議長（会長）

署名委員

署名委員